

# 平成30年度 燕市障がい者基幹相談支援センター事業実施計画(案)

平成30年5月28日

燕市障がい者自立支援協議会

# 1. 燕市がめざす相談支援体制について

「一体的相談支援体制(図1)」をめざし、途切れない相談支援体制の構築に向けた取り組みを行ってまいりました。具体的には民間事業所から専門相談員を迎え(図2)、地域と行政の視点を連動させた事業を行うことで相談支援事業所の支援力安定につながっています。

相談支援事業所内の連携強化が図られ、相談支援専門員という「個」ではなく相談支援事業所単位(図3)でのケース対応が実現しつつあります。

図 1

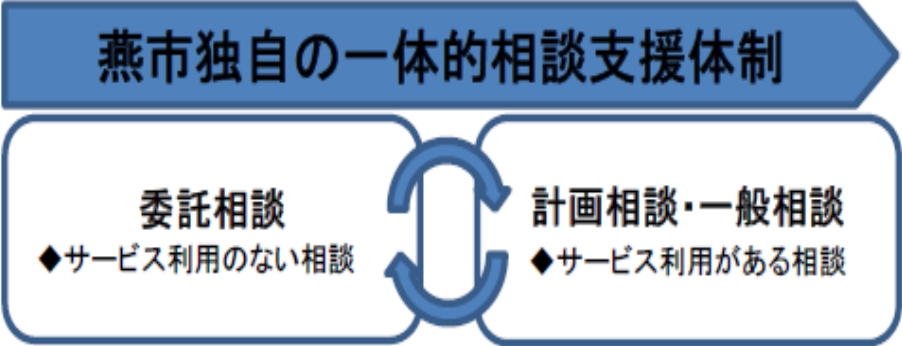
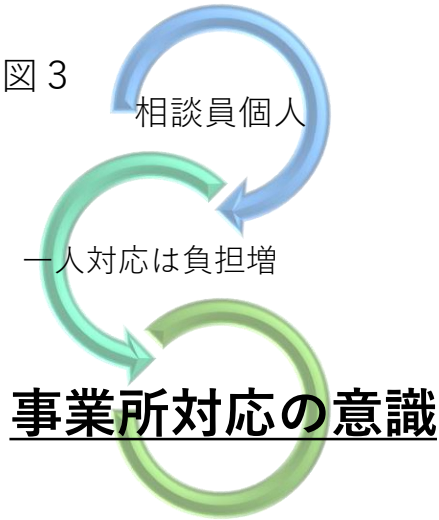


図 2

| 役職            | 資格      | 所属                 |
|---------------|---------|--------------------|
| センター長<br>(係長) | 精神保健福祉士 | 障がい福祉係             |
| 専門相談員         | 相談支援専門員 | 地域生活支援センター<br>やすらぎ |
| 主査            | 社会福祉士   | 障がい福祉係             |
| 技師            | 精神保健福祉士 | 障がい福祉係             |

図 3



燕市障がい者基幹相談支援センター（以後、基幹）設置から4年を経た中で「基幹＝行政」にこだわらず、より身近な地域で対応する柔軟な体制が実現できるのではないかという新たな気づきが生まれました。

具体的には、専門相談員が主体となり行ってきた事業（※1）を所属先民間事業所に移し、地域力の向上と事業所間連携を推進することです。一方、行政との連動が必要な施策展開は地域実情とかけ離れないよう協働して進める必要があります。

※1 スーパーバイズ（助言・指導）、総合相談・専門相談

# 2. 平成30年度燕市相談支援体制

## 報酬が発生しない相談（委託費）

委託相談  
サービス利用のない相談

-  燕市社会福祉協議会  
はばたき
-  地域生活支援センター  
やすらぎ
-  相談支援事業所  
ひまわり
-  相談支援事業所  
つばくろ
-  相談支援センター  
アリス

## サービスとして報酬が発生する相談

計画相談  
サービス希望・利用のある相談

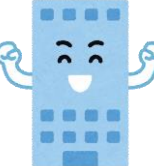
-  燕市社会福祉協議会  
はばたき
-  地域生活支援センター  
やすらぎ
-  相談支援事業所  
ひまわり
-  相談支援事業所  
つばくろ（者のみ）
-  相談支援センター  
アリス
-  つばめ療育館

一般相談  
地域移行・地域定着支援利用

-  燕市社会福祉協議会  
はばたき
-  地域生活支援センター  
やすらぎ
-  相談支援事業所  
ひまわり
-  相談支援事業所  
つばくろ
-  相談支援センター  
アリス

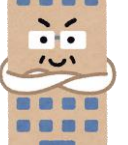
## 体制強化

基幹機能  
中核的役割

-  社会福祉課
-  地域生活支援センター  
やすらぎ  
※機能分化部分（委託費）

連携強化

権利擁護支援事業

-  燕市社会福祉協議会  
権利擁護センター

### 3. 障がい者基幹相談支援センターとは

◆地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として障がい者の相談等の業務を総合的に行います。

[補足]・地域の実情に応じて最も効果的な方法により設置することができます。

・地域の実情に応じて下記業務等を行うものとされています。

#### (1) 総合的・専門的な 相談支援

- ・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

#### (2) 地域の相談支援体制の強化の取り組み

- ・相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・相談支援事業者の人材育成の支援（研修等）
- ・地域の相談機関との連携強化の取り組み

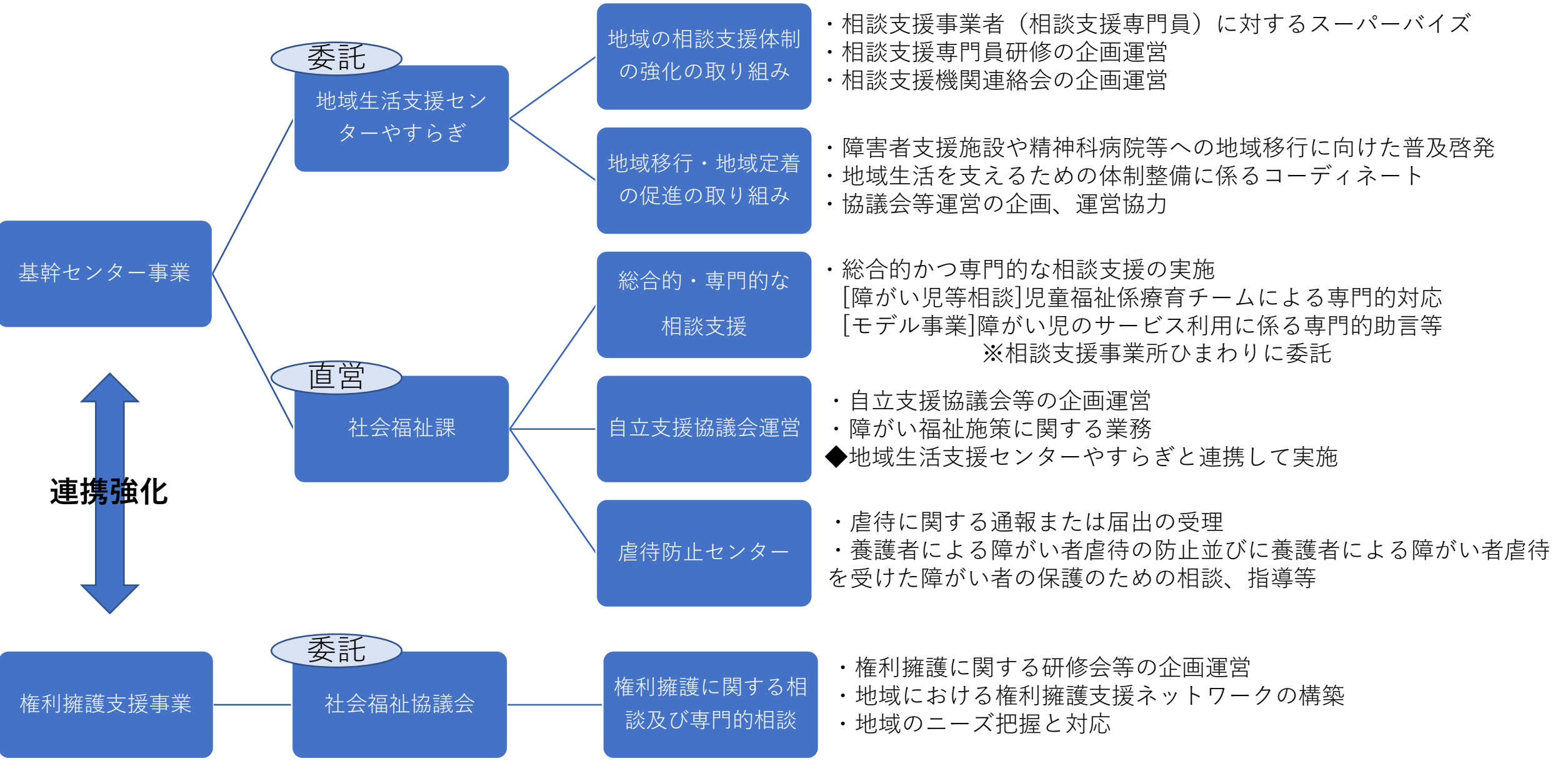
#### (3) 地域移行・地域定着の促進の取り組み

- ・障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
- ・地域の障がい者等の支援体制の強化を図る（協議会運営の委託等）

#### (4) 権利擁護・虐待の防止

- ・成年後見制度利用支援事業の実施
- ・障がい者等に対する虐待を防止するための取り組み

# 4. 燕市障がい者基幹相談支援センター事業実施体制について



# 5. 平成30年度燕市障がい者基幹相談支援センターの方針と体制

## 《方針》

- 地域相談支援体制の充実に向け、基幹機能を効果的に発揮できる形へ発展させます。
- 1. 基幹機能委託先が専門性を発揮することで「地域で対応する相談支援体制」をめざします。
  - 2. 身近な地域で相談ができるよう相談支援事業所の周知を進めます。
  - 3. 相談支援事業所の水準維持を図るため、「相談支援の共通理解」を進めます。
  - 4. 基幹機能委託先事業所が主体的に地域課題へ取り組み、施策展開を進める土台作りを行います。
- ◆平成30年度は一つの転機であり、新たな事業展開となります。地域の実情に合っているのか検証を重ね、より良い体制づくりに向け取り組みを継続していきます。

## 《職員体制》

| 役職                       | 資格      | 所属             |
|--------------------------|---------|----------------|
| 福祉支援専門員<br>(基幹相談支援センター長) | 精神保健福祉士 | 社会福祉課 (障がい福祉係) |
| 福祉支援専門員                  | 社会福祉士   | 社会福祉課 (障がい福祉係) |
| 技師                       | 精神保健福祉士 | 社会福祉課 (障がい福祉係) |

※福祉施策の展開について、係内での共通認識を図りながら業務を行っていきます。

《基幹機能の一部を担う委託先》  
地域生活支援センターやすらぎ



## 6. 事業実施計画

### I. 総合的・専門的な相談支援

| 事業名  | 実施計画        | 担当機関                  |
|------|-------------|-----------------------|
| 初期相談 | 新規相談の適切な対応  | やすらぎ<br>社協            |
| 総合相談 | 総合的な相談支援    | 基幹・療育チーム<br>各相談支援事業所  |
| 専門相談 | 専門的な相談支援、助言 | やすらぎ<br>ひまわり<br>療育チーム |

### II. 地域の相談支援体制の強化の取り組み

| 事業名                     | 実施計画                                      | 担当機関                     |
|-------------------------|-------------------------------------------|--------------------------|
| スーパーバイズ<br>※専門的な指導・助言   | ①個別ケースに対する助言・指導<br>②相談員個別面談（希望者のみ）        | ①やすらぎ（行政内部は基幹）<br>②やすらぎ  |
| 相談支援専門員研修               | 研修会（合同研修含む）実施                             | やすらぎ                     |
| ネットワークの構築<br>※地域の連携体制強化 | 関係機関訪問等により周知を図る<br>①相談機関 ②医療機関<br>③ハローワーク | ①やすらぎ・基幹<br>②やすらぎ<br>③基幹 |

## 6. 事業実施計画

### Ⅲ. 地域移行・地域定着の促進の取り組み

| 事業名            | 実施計画                         | 担当機関                       |
|----------------|------------------------------|----------------------------|
| 地域移行に向けた普及啓発   | 障害者支援施設や精神科病院等への訪問等による周知     | やすらぎ                       |
| 体制整備に係るコーディネート | 地域生活を支えるために必要なコーディネートを行う     | やすらぎ                       |
| 地域の支援体制強化      | 自立支援協議会の運営<br>自立支援協議会専門部会の運営 | 基幹・やすらぎ<br>基幹・やすらぎ＋相談支援事業所 |

### Ⅳ. 権利擁護・虐待の防止 ※権利擁護支援事業としての委託部分を含む

| 事業名               | 実施計画                                         | 担当機関  |
|-------------------|----------------------------------------------|-------|
| 権利擁護に関する相談及び専門的相談 | 権利擁護に関する相談支援<br>権利擁護に対する専門的支援                | 社協・基幹 |
| 権利擁護の普及啓発と担い手育成   | 権利擁護に関する研修会の実施<br>地域のネットワーク構築<br>地域のニーズ把握と対応 | 社協・基幹 |
| 成年後見制度利用支援事業の実施   | 成年後見制度利用支援事業の適切な実施                           | 基幹・社協 |



# 平成29年度燕市障がい者基幹相談支援センターの役割と機能

基幹相談支援センターとは、地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいの相談等の業務を総合的に行う機関です。

## 【主要機能】

